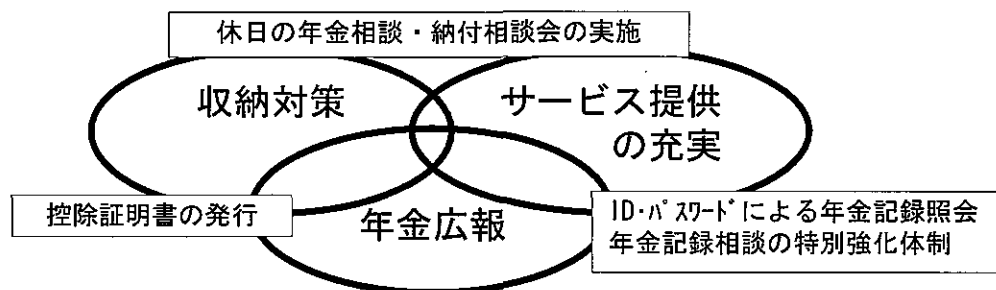


平成18年度「ねんきん月間」の概要について

1. 「ねんきん月間」の設定

平成18年度から、年末に向けた国民年金保険料の収納対策の実施に当たり、11月を「ねんきん月間」と設定して、サービス提供の充実等の事業及び年金広報と連動し、より効果的・効率的な事業展開を図る。



平成3年度から、11月6日(イロウゴ)からの1週間を「年金週間」として広報活動を展開してきた。

2. 実施内容

(1) 国民年金保険料収納対策

- オンラインの休日稼働日等を活用した納付相談・集合徴収等、事務所の実情に合わせたきめ細かな収納対策を実施
 - * 休日の納付相談・集合徴収等の実施に当たり、要望の多かった休日の納付書発行を11月から実施。
- 実施した対策は、事後フォローまで確実に実施
 - 例) 納付催告による自主納付、呼出徴収に応じない者に対するフォローを徹底
 - (・電話督励 ・戸別訪問督励 ・再度の呼出案内 ・最終的には強制手続に移行)

(2) サービス提供(年金相談等)の充実

- 11月及びそれに続く12月において、年金相談・納付相談会を地域の事情に応じて、設定できるように、右のとおり休日のオンライン稼働日を設定

| オンラインの休日稼働日 | 年金相談 | 納付相談会 |
|-------------------------|------|-------|
| 11月11日(土) | 実施 | — |
| 11月12日(日)、25日(土)、26日(日) | 実施可 | 実施可 |
| 12月9日(土) | 実施 | 実施可 |
| 12月10日(日) | 実施可 | 実施可 |
| 12月16日(土)、17日(日) | — | 実施可 |

※ 12月16日・17日は、三鷹オンラインシステムのための稼働となることから、年金相談の実施は不可。

(3) 年金広報の実施

- 新聞広告(10月下旬及び11月中旬)により、各事業の周知を図る
 - 11月中旬の新聞(地方紙等)においては、各都道府県単位の独自記事掲載スペースを設けて、年金相談・納付相談会の案内を実施
- インターネット広告及び雑誌広告により、若者に向けた国民年金広報を実施